〔商品概要説明書〕

＜JA あきた湖東組合員限定ウィンターキャンペーン 2026＞

（令和 8 年 11 月 2 日現在 適用中）

1．商　品　名 （名　称）	・キャンペーン金利大口定期貯金 ＪＡあきた湖東組合員限定ウィンターキャンペーン 2026
2．募 集 期 間	・令和 8 年 11 月 2 日から令和 9 年 1 月 29 日まで
3．販 売 対 象	・当 JA 組合員個人（組合員家族含む）
4．対 象 商 品	・大口定期貯金
5．預 入 期 間	・1 年（自動継続） 預入時に元金均等または元利金継続の選択ができます。
6．預 入 方 法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	 ・一括預入 ・1,000 万円以上（新規） ・1 円単位
7．払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8．利　　息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税　　金 （5）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。 ・20.315%（国税 15.315%，地方税 5%）※の分離課税 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭のポスター・チラシに表示しています。
9．手　数　料	－
10．付加できる特約事項	・当該貯金は総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率）。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いはできません。
11．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のＡ，ＢおよびＣ（Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 Ａ　解約日における普通貯金の利率 Ｂ　約定利率－約定利率×30% Ｃ　約定利率 － （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 （2）預入日の 1 か月後の応当日以降に解約する場合 次のＡおよびＢの算式により計算した利率（Ｂの算式により計算した利率が 0%を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 Ａ　約定利率 － 約定利率×30% Ｂ　約定利率 － （基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）／預入日数 (注)基準利率とは，解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合，その預入の際に適用される利率を基準として算出した当ＪＡ所定の利率とします。

12. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）（電話０１８－８５５－１５１２）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融課または秋田県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
14. その他参考となる事項	・満期以後の利息は解約日または書替え継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡあきた湖東